

報道関係者 各位

令和7年3月3日
(照会先)
経営企画部総合戦略室
給付改革グループ長 田中 祥子
(電話直通 03-6861-8125)
経営企画部広報室
広報室長 清野 秀明
(電話直通 03-6897-8092)

老齢年金請求書に係る電子申請サービスを利用できる方を拡大しました

日本年金機構では、本日から老齢年金請求書の電子申請サービスを利用できる対象者を拡大しましたのでお知らせします。

- 1 サービス開始日
令和7年3月3日

- 2 サービスの概要

令和6年6月から老齢年金請求書の電子申請サービスを開始していますが、本日から配偶者や18歳未満のお子様がいらっしゃる方（同一住所・同一世帯の場合）も新たに電子申請を利用できるようになりました。

電子申請を利用できる方には、受給開始年齢に達する3か月前に日本年金機構から送付している「年金請求書（事前送付用）」に、電子申請をご案内するリーフレット（別添のA3判2つ折りリーフレット）を同封します。また、マイナポータルを開設している方及びねんきんネット利用者には、マイナポータル及びねんきんネット経由でお知らせします。

詳しくは、日本年金機構の以下のホームページをご覧ください。

【個人の方の電子申請（老齢年金請求書）】

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshibenri_rorei/denshi_rorei/rourei_seikyu.html

【二次元コード】



紙での申請について

老齢年金請求書は、郵送していただくか、窓口にご持参ください。
年金加入状況によって、提出先が異なります。詳細は以下をご確認ください。
※電子申請により請求書を提出された場合、紙の請求書の提出は不要です。

【老齢年金請求書の提出先】

- ◎ 年金加入期間が国民年金（第1号被保険者）のみの方
⇒ お住まいの市（区）役所または町村役場
- ◎ それ以外の方
⇒ お近くの年金事務所または街角の年金相談センター

年金事務所の所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

【二次元コード】



【検索またはURLを入力】

年金事務所



<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

窓口でのご相談・手続き（インターネット予約または電話予約）

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相談をご利用ください。

※ご予約の際は同封の「老齢年金請求書」などの基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

【予約相談の申込方法】

- ① インターネット予約（詳細はホームページをご確認ください。）

年金相談予約サイトにアクセス

【ネット予約の受付時間】

8:00～23:30

（土日を含む）

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

【二次元コード】



【検索またはURLを入力】

日本年金機構 予約相談



<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>

- ② 電話予約

表面記載の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。

※ ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。

※ 翌営業日以降の日時からご予約いただけます。

海外で働いていた経験がある方へ（社会保障協定についてのお知らせ）

日本では、諸外国と二国間による社会保障協定を締結しており、協定相手国の年金制度に加入していた期間は、日本の年金制度の加入期間と通算することができます。また、協定相手国の年金の申請等の手続は、日本の年金事務所でも行うことができます。

社会保障協定の詳しい説明や、手続きに必要な書式については日本年金機構のホームページをご確認ください。

社会保障協定



老齢年金請求書のご提出について

【別添】

スマートフォンで老齢年金の請求手続きができるようになりました。

ご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です！

約15分で手続きが完了します！

手続きの処理状況をスマートフォンから確認できます！

このリーフレットが同封されている方は、電子申請が可能です。

※ 老齢年金の請求は誕生日の前日以降に手続きできます。

事前に入力および下書きの保存は可能です。

※ 年金の振込先を公金受取口座以外にする場合など、電子申請を利用できない場合があります。

詳しくはホームページをご覧ください。

申請方法や事前にご準備いただくものについては、中面をご確認ください。▶▶



ご不明な点等は日本年金機構ホームページをご覧ください。

- ① 動画で確認

電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。
以下のURLまたは二次元コードから視聴できます。



【二次元コード】



老齢年金 電子申請



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyu.html

- ② 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。
日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からご利用ください。

- ③ Q&Aで確認

よくあるお問い合わせに関するQ&Aを、日本年金機構ホームページに掲載しています。ホームページのトップ画面から、年金Q&Aを選択し、「年金Q&A（個人向けオンラインサービス）」からアクセスしてください。

電話でのお問い合わせ

通話料
無料

0120-08-6001

（老齢年金請求者専用フリーダイヤル）

【受付時間】 月 曜 日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

※ 050から始まる電話番号からの発信は（東京）03 - 6700 - 1165

※ 通常の通話料金がかかります。

※ 発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。

- 休日明けや、お客様のお手元にご案内が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。
- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
- 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（ナビダイヤル）」もご利用いただけます。ナビダイヤルは、全国一律の通話料金でご利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

老齢年金請求書の電子申請手順

◆事前にご準備いただくもの

スマートフォン



マイナンバーカード



お手続きには以下のパスワードが必要です

- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）
- 署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）

配偶者または子の情報を登録する場合は、該当する方のマイナンバー（または基礎年金番号）が必要です。

※パソコンでも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

◆事前に以下の設定が必要です。

電子申請には、事前に以下3つの設定をすべて行っていただく必要があります。

完了している場合は、右ページ **2** へお進みください。

- ☒ マイナポータル利用者登録 **1** - **1** へ
- ☒ 「公金受取口座」の登録 **1** - **2** へ
- ☒ マイナポータルとねんきんネットの連携 **1** - **3** へ

1 マイナポータル利用者登録／口座登録／ねんきんネットとの連携

1 マイナポータル利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

マイナポータルはこちら ▶  <https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** をタップします。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力します。
- ③ スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。
- ④ 「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の案内に従い入力・選択します。



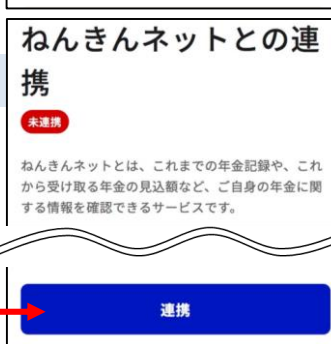
2 「公金受取口座」の登録

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「公金受取口座」を選択します。
- ② 「口座情報の登録状況」ページの「口座情報を登録する」をタップします。
- ③ 画面の案内のとおり入力・選択をし、公金受取口座を登録します。



3 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし「年金」をタップします。
- ② 「ねんきんネットとの連携」にある「連携をはじめる」をタップします。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** をタップします。



マイナポータルとねんきんネットを連携すると受けられるサービス

- ・ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を電子申請することができます。
- ・ 公的年金等源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxで確定申告ができます。
- ・ 各種通知書（年金振込通知書や年金額改定通知書等）の閲覧および再交付申請ができます。

2

老齢年金請求の電子申請

ステップ1

マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインし、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「年金」をタップします。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り開始」をタップします。



老齢年金の申請

「老齢年金請求書（はじめて老齢年金を請求する場合）」の届書をタップし、画面の案内に従い申請を行ってください。

注意事項を確認し、事前確認事項（公金受取口座登録状況等）に回答

氏名や住所等の確認及び電話番号の入力
（氏名や住所等はあらかじめ表示されています）

配偶者および子の情報の入力

振込口座情報（公金受取口座）の入力

年金生活者支援給付金の請求
（要件に該当する方のみ画面が表示されます）

扶養親族等申告書の入力
（提出する方のみ入力してください）

申請内容の確認

申請完了まで約15分！

申請手順は日本年金機構のホームページでもご案内しています。以下の二次元コードからホームページにアクセスし、「個人の方の電子申請（老齢年金請求書）」をご確認ください。説明動画も公開しています。

【詳しくはこちら】



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyu.html

ステップ2

電子署名

- ① 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力します。
- ② スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。



老齢年金の申請が完了！

- 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理状況」は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することができます。
- 年金請求の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」によりお知らせします。

ステップ3